

# 令和5年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

令和5年8月8日

8月8日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第9 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する届出について  
日程第10 報告第4号 軽微な農地改良の届出について  
日程第11 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	主 査	岡		善	子
主 査	圓	藤	大	輔					

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、着座にて始めさせていただきます。

本日の出席委員の確認でございますけれども、本日は19名全員出席ということでございます。したがって、本日の総会は成立をしております。

---

◎開 会

議 長 ただいまから令和5年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選出

議 長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、8番 石橋清勝委員、11番 海老澤 武委員の2名を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第11 報告第5号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから3ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、3番、4番の案件は、1番が譲受人の自宅に近い農地、3番及び4番が自作地の隣接農地と、それぞれ耕作利便であることから、1番及び4番が売買、3番が贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、5番、6番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、6件です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 林 藤江委員。

1 8番林委員 事前審査会の班長報告をいたします。

去る7月26日水曜日、午後3時20分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号1番について、寺嶋推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が家庭菜園として農地を取得したい意向があり、また譲渡人は農業経営廃止のため農地を処分したい意向のため、売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅の隣接地であり、通作に支障もないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、4番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号2番について、林推進委員と現地調査等を行った結果を報告いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得して規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番について、6番 山田宏一委員。

6 番山田委員 整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

新堀推進委員には電話で説明してあります。

この申請は、譲受人が自宅から近い農地を取得して規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人が借受地として既に耕作をしていることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

宮本推進委員には電話で説明してあります。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を家庭菜園として取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号5番、6番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため相続財産清算人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地と隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めら。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページで、整理番号は1番です。

本案件は、令和4年〇月〇日付で許可を受けておりますが、〇〇〇〇の受注が急速に拡大して生産量が増えていることから、当初事業計画の変更に伴う申請です。

なお、議案第3号、整理番号1番及び議案第4号整理番号6番との同一事業による関連案件となります。

以上、意見です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。したがって、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、佐原から〇〇のほうに向かいまして、〇〇〇〇を〇に曲がって、〇〇〇のあったところのちょっと先を〇に入った場所です。

譲受人は市内の農業法人で、昨年〇月に〇〇〇〇〇加工工場で農地法第5条の許可を受けましたが、その後、〇〇〇〇〇の栽培面積が急速に拡大したことで〇〇〇や〇〇〇が不足したため、計画を変更してこれらを建設することになりました。申請地の造成は整地のみで埋立て等はいませんが、隣接農地などに土砂が流出しないよう隣接境界にはコンクリート製の柵板を設置します。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。



（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

◎日程第3 議案第3号

議 長 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは5ページで、整理番号は1番です。

本案件は、議案第2号、整理番号1番及び議案第4号整理番号6番と同一事業による関連案件です。

転用目的は、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のEと判断しました。なお、申請地は、一部事前着工による始末書添付案件であります。

以上、1件です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は、1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、

申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

先ほどと同様の〇〇〇〇さんの申請です。

申請人は、議案第2号と同じ農業法人です。〇〇〇〇〇の栽培面積が急速に拡大したことで〇〇〇や〇〇〇が不足したため、計画を変更してこれらを建設することになりました。申請地の造成は、議案第2号と同様、整地のみで埋立て等はいりませんが、隣接農地などに土砂が流出しないよう隣地境界にはコンクリート製の柵板を設置します。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは6ページから8ページ、整理番号は1番から9番です。

転用の目的別に概要を説明します。

整理番号1番及び2番、転用目的は〇〇〇〇〇・〇〇・〇〇〇〇用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地の不許可例外事由Bに該当します。

整理番号3番及び4番、転用目的は〇〇〇施設用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号5番、8番、9番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号6番、本案件は議案第2号整理番号1番及び議案第3号整理番号1番と同一事業による関連案件です。転用目的は〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のEと判断しました。なお、関連案件である議案第2号、整理番号1番及び議案第3号、整理番号1番と議案第4号、整理番号6番を合わせました開発面積は3,000平方メートルを超えることから、千葉県農業会議の諮問案件となります。

整理番号7番、転用目的は共同住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で第3種農地です。

以上、9件です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 林 藤江委員。

18番林委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は、9件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。



以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、鈴木推進委員には電話にて報告確認済みです。

場所は、国道〇〇〇号線沿いの〇〇〇〇〇の裏手になります。

譲受人は〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置するものです。申請地では埋立て等を行いませんが、地面が緩い場合は碎石で補強します。排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、また隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇改良区より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請人は、議案第2号並びに議案第3号と同じ農業法人です。計画内容や申請地の造成については議案第3号と同じですので、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号7番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇支所から〇へ〇〇〇メートルぐらい行きますと〇〇〇〇〇号線にぶつかります。そこを〇折し、〇〇メートル行ったところをまた〇折して、約〇〇〇メートルぐらい先の右側になります。

譲受人は〇内の農業者ですが、第一種住居地域である申請地を有効活用し、農業以外の安定した収入を得るため、共同住宅を建築するものです。申請地では埋立て等を行いませんが、住宅の周囲は碎石舗装、駐車場部分はアスファルト舗装をします。排水については、雨水は敷地内の浸透枘で処理し、汚水や雑排水は申請地南側の公共下水道に放流します。また、隣接地との境界にはコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇区より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、問題

はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号8番、9番については、17番 鶴澤幹司委員。

17番鶴澤委員 整理番号8番並びに9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇線沿いに〇〇〇の信号がございます。そこから〇〇〇方面に向かいますとちょっと〇〇〇になっておりますが、〇〇〇〇手前、〇側にお寺さんがございます。その裏手奥がそうです。

譲受人は〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では埋立て等の造成は行いません。排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、また隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは9ページから11ページで、整理番号は1番から10番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

以上の10件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括方式）の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは12ページから150ページで、整理番号は1番から278番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

以上の278件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

ると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第6号、整理番号210番、211番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号、整理番号210番、211番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号210番、211番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号233番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号、整理番号233番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。



よって、議案第6号、整理番号233番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の整理番号210番、211番、233番を除く275件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の整理番号210番、211番、233番を除く275件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の整理番号210番、211番、233番を除く275件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第7 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

---

#### ◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は62件です。

---

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。

下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

---

◎日程第10 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良の届出について。

下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

---

◎日程第11 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年8月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は6件です。

以上です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこちらをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時43分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人